

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 R 8 郡山管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書 P 1 9 21-4-2 材料及び基準 材料及び基準（1）に記載されているアスファルト混合物の基準密度についてご教示ください。	基準密度について公表はありません。
2	特記仕様書 P 2 1 21-5 路面標示工について、材料種別は「溶融型」と考えてよろしいですか。ご教示ください。	特記仕様書に記載のとおり規定に適合する材料を使用してください。
3	特記仕様書 P 2 2 21-6 交通規制工 21-6-1 種別 の一覧表の連続車線規制の備考欄に記載の日数とは、連続車線規制の実施夜間日数と考えてよろしいですか。ご教示ください。	共通仕様書のとおり連続車線規制の規制日数となります。
4	特記仕様書 P 2 2 規制時間において、設置時の規制設置開始時間(05:30)から施工可能時間(07:00)までが1時間30分あります。これが、規制設置の時間と思われます。また、撤去時の施工可能時間(16:30)から規制撤去完了時間(17:30)までは1時間になっています。これが、規制撤去の時間と思われます。積算基準では、車線規制の設置撤去の所用時間は、標識の設置撤去時間が50分、テープーの設置撤去時間が40分、ラバコンの設置撤去時間が30分で合計設置撤去時間が120分となり、設置時間が60分、撤去時間が60分となります。設置時間において、特記仕様書と積算基準とで所用時間に差がありますが、特記仕様書の通りの時間で積算すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	積算に関することはお答えできません。貴社にて必要な費用を計上してください。
5	特記仕様書 P 2 3 夜間巡回に配置する交通監視員の実働時間が8時間を超える場合は、交替制と考えてよろしいですか。また、休憩時間における交替要員の配置は必要でしょうか。ご教示ください。	特記仕様書のとおり、貴社にて必要な費用を計上してください。